

機関区域等からの脱出設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

機関区域等からの脱出設備に関する事項

改正理由

機関区域からの脱出設備については、SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2 規則において、2 系統の脱出設備が要求されており、そのうちの 1 系統は、保護された囲壁の中にはしごを設ける旨規定されている。また、A 類機関区域以外の機関区域内の脱出経路については、一時的に入るだけの区画に加え、扉までの最大の道のりが 5m 以下の区画にあっては、当該経路を 1 系統に免除できる旨等が規定されている。しかしながら、当該囲壁のクリア寸法及び扉までの最大の道のりの計測方法等に関して、一部曖昧な要件がある。

また、SOLAS 条約第 II-2 章第 13.3.3.2 及び 13.3.3.3 規則において、最下層の開放甲板より上層及び下層の区画（制御場所、居住区域及び業務区域）からの脱出設備について規定されているが、「最下層の開放甲板」については定義されておらず、船種や船舶の形状によって開放甲板の配置は多様になることから、どの開放甲板を最下層とすべきか明確ではない。

このため、IMO において、機関区域及び居住区域等の脱出設備に関する要件を明確にするための検討が行われ、2015 年 6 月開催の IMO 第 95 回海上安全委員会（MSC95）において、当該脱出設備の要件に関して、曖昧な規定を明確にする統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1511 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1511 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正点は次のとおり。

- (1) 保護された囲壁のクリア寸法を明確化した。
- (2) A 類機関区域内の脱出経路のはしご及び階段の傾斜角及び幅を規定した。
- (3) A 類機関区域の下部からの脱出先である外部の安全な位置について明確化した。
- (4) 居住区域等における脱出に関して、最下層の開放甲板について明確化した。